添付資料04 入居者移転計画(基本手順)

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、土地の移転については提案によるものとする。

1 既存住棟等(集会所除く)の解体撤去(第1期)

入居者移転済み(令和2年3月時点)の既存住棟(1号棟、7号棟、8号棟、11号棟及び12号棟)の解体撤去を行う。

2 建替住棟等及び建替集会所の整備+既存集会所の解体撤去

既存住棟(1号棟、7号棟、8号棟、11号棟及び12号棟)の解体撤去完了後の敷地に建替住棟等 及び建替集会所を整備し、県に引渡しを行う。また、県に建替集会所の引渡しを行った後、既存集 会所の解体撤去を行う。

3 既存住棟等の解体撤去(第2期)

既存住棟(2号棟、3号棟、5号棟及び6号棟)の入居者の建替住棟への移転完了後(本事業対象外)、これらの住棟の解体撤去を行う。

4 分筆と活用用地の所有権移転

敷地Fについては、その全てを県営住宅整備用地にする場合を除き、県営住宅整備用地と活用用地に分筆を行う。また、敷地Eの一部を活用用地とする場合は、活用用地とその他の用地に分筆を行う。分筆登記後、活用用地は県から生活支援施設等整備企業又は用地活用企業へ所有権移転・登記(県:登記手続、用地活用業務に当たる企業:証紙負担)を行う。